

一般旅券の都道府県手数料の徴収・収納事務に関する  
市町村による私人への委託の考え方について

- 旅券法第 20 条第 2 項の規定に基づき、都道府県は一般旅券等の発給等の申請者から条例で定めるところにより手数料を徴収することができる。この場合において、都道府県は、都道府県における当該事務に要する実費を勘案して政令で定める額を標準として、当該手数料の額を定めなければならない。

【旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）（抄）】

（手数料）

第二十条 国内において次の各号に掲げる処分の申請をする者は、政令で定めるところにより、当該各号に定める額の手数料を国に納付しなければならない。

- 一 第五条第一項本文の一般旅券の発給 一万四千元
- 二 第五条第一項ただし書の一般旅券の発給 九千元（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、四千元）
- 三 前二号に掲げる一般旅券以外の一般旅券の発給 四千元
- 四 一般旅券の渡航先の追加 千三百円
- 五 一般旅券の査証欄の増補 二千元
- 六 渡航書の発給 二千五百円

2 都道府県は、国内において前項第一号から第五号までに掲げる処分の申請をする者から条例で定めるところにより手数料を徴収することができる。この場合において、都道府県は、都道府県における当該事務に要する実費を勘案して政令で定める額を標準として、当該手数料の額を定めなければならない。

【旅券法施行令（平成元年政令第 122 号）（抄）】

（都道府県が徴収する手数料の額の標準）

第二条 法第二十条第二項の政令で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 法第二十条第一項第一号、第二号又は第三号の処分に係る手数料 二千元
- 二 法第二十条第一項第四号の処分に係る手数料 三百円
- 三 法第二十条第一項第五号の処分に係る手数料 五百円

- 地方自治法第 252 条の 17 の 2 の規定により、都道府県知事はその権限に属する事務の一部を、条例により、市町村が処理することとすることができる（事務処理特例制度）。この制度に基づき、市町村において一般旅券に係る手数料を徴収又は収納することが可能となる。

【地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）】

（条例による事務処理の特例）

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例（同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。）を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

#### 【条例の制定例】

〇〇県旅券法関係事務に係る事務処理の特例に関する条例

（市町村が処理する事務の範囲等）

第A条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。）に基づく事務のうち次に掲げる事務であつて、県の区域内に存する市、町及び村の区域に係るものは、それぞれ該当市、町又は村が処理することとする。

□ 旅券法第二十条第二項の規定する手数料の徴収（又は収納）に関する事務

○ 上記のような条例を制定し、都道府県が事務処理特例制度に基づき市町村が一般旅券に係る手数料の徴収又は収納の事務を処理することとした場合、地方自治法第 252 条の 17 の 3 第 1 項の規定により、「都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用がある」ものとされるところ、地方自治法第 243 条及び地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定は、「当該市町村に関する規定」として市町村に適用がある。

○ したがって、事務処理特例制度により市町村が行うこととされた一般旅券に係る手数料の徴収又は収納事務については、地方自治法第 252 条の 17 の 3 第 1 項の規定により、同法第 243 条及び地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定も含め、「当該市町村に関する規定として当該市町村に適用がある」ものとされることから、現行法上において、市町村が私人に委託することは可能である。

#### 【地方自治法（抄）】

（条例による事務処理の特例の効果）

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が

市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

【地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）】

(歳入の徴収又は収納の委託)

第二百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一 使用料

二 手数料

三 賃貸料

四 物品売払代金

五 寄附金

六 貸付金の元利償還金

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

(了)